

平成18年度

国土計画局関係予算内示要旨

17年12月20日

国土交通省国土計画局

問い合わせ先
国土交通省国土計画局総務課
企画官 木村(内線29-103)
代表:03-5253-8111
直通:03-5253-8350

1. 國土計画局關係予算内示總括表

（単位：百万円）					
事項	前年度予算額 (A)	内示額 (B)	対前年度 倍率 (B/A)	備考	
○公共投資關係費					
1. 社会資本整備事業調整費	12,000	7,000	0.58		
2. 都市再生プロジェクト事業推進費	10,000	10,000	1.00		
3. 景観形成事業推進費	20,000	20,000	1.00		
4. 災害対策等緊急事業推進費	20,000	25,000	1.25		
5. 都市再生プロジェクト及景観形成施設整備推進費	400	388	0.97	施設費	
小計	62,400	62,388	1.00		
○行政経費					
1. 國土形成計画等の策定	742	718	0.97	広域地方計画策定・推進経費(100百万円新規)を含む。	
2. 國土政策の国際連携の推進	79	103	1.29	諸外国の國土政策分析等調査(30百万円新規)を含む。	
3. 國土情報の着実な整備等	895	856	0.96		
4. 地域の発案及び国と地域の連携による國土づくり	1,203	1,077	0.90	国土施策創発調査費(967百万円)を含む。	
5. 全国都市再生の推進	1,025	1,024	1.00	都市再生プロジェクト推進調査費(1,000百万円)を含む。	
6. 國会等の移転に向けた検討の推進等	337	311	0.92		
7. 総合的な交通体系整備の推進	95	111	1.17	政策統括官(國土・国会等移転担当)予算	
8. 自律移動支援プロジェクトの推進	66	69	1.04	政策統括官(國土・国会等移転担当)予算	
9. その他	368	370	1.01		
小計	4,810	4,638	0.96		
合計	67,210	67,026	1.00		

2. 主要事項

1. 社会資本整備事業調整費

調整課 渡辺（内線29-703）

内 示 額	社会資本整備事業調整費	7,000 百万円
	(前年度)	12,000 百万円)

1. 施策の目的

長期計画に基づく計画的な社会資本整備の推進、所管の異なる公共事業間の調整、事業の前段となる調査の調整を目的とした事業及び調査について、年度途中に必要に応じた機動的な予算措置を行うための経費である。

2. 施策の概要

- (1) 各府省において進められる長期計画に基づく計画的な社会資本整備に係る事業
- (2) 所管の異なる複数事業の総合的な連携効果を一体的に發揮させるための事業間調整を要する事業
- (3) 所管公共事業に関する総合的な調査を行うため複数の府省が共同で行う調査

のうち、年度途中に追加財政措置が必要となったものについて、各府省からの要求に基づき配分。

2. 都市再生関連の推進費

調整課 渡辺（内線29-703）

内 示 額	(1) 都市再生プロジェクト事業推進費	10,000 百万円
	(前年度)	10,000 百万円)
	(2) 都市再生プロジェクト推進調査費	1,000 百万円
	(前年度)	1,000 百万円)

1. 施策の目的

環境、防災、国際化等の観点から都市再生を図るための施策を円滑に推進するため、それに関連する事業及び調査について、年度途中に必要に応じた機動的な予算措置を行うための経費である。

2. 施策の概要

(1) 都市再生プロジェクト事業推進費

都市再生に関するプロジェクトに資する事業及びその事業実施のための調査のうち、年度途中に追加財政措置が必要となったものについて、各府省からの要求に基づき配分。

(2) 都市再生プロジェクト推進調査費

ハード整備を必ずしも前提としない、ソフト施策にも比重を置いた、全国の都市再生の取り組みに関する調査のうち、年度途中に追加財政措置が必要となったものについて、各府省からの要求に基づき配分。

3. 景観形成事業推進費

調整課 渡辺（内線29-703）

内 示 額	景観形成事業推進費	20,000 百万円
	(前年度)	20,000 百万円)

1. 施策の目的

豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進を図るため、それに関連する事業及び調査について、年度途中に必要に応じた機動的な予算措置を行うための経費である。

2. 施策の概要

良好な景観形成とこれによる観光立国の推進に資する事業及びその実施のための調査のうち、年度途中に追加財政措置が必要となったものについて、各府省からの要求に基づき配分。

4. 災害対策等緊急事業推進費（災害対策緊急事業推進費の拡充）

調整課 渡辺（内線29-703）

内 示 額	災害対策等緊急事業推進費	25,000 百万円(拡充)
	(前年度)	20,000 百万円

1. 施策の目的

本年3月に発生した竹の塚踏切事故をはじめ頻発する踏切事故、韓国における地下鉄火災など、国内外において頻発する公共交通等の事故を背景に、事故・トラブルを踏まえた緊急対策の推進等による公共交通の安全の確保が求められるようになってきている。

そこで、災害対策緊急事業推進費を拡充し、自然災害に係る再度災害防止に資する事業等に加えて、公共交通における安全確保に資する事業を配分対象とすることにより、公共交通における重大な事故が発生した箇所等において緊急に実施すべき事業の迅速な立上げ、又は推進を図る。

2. 施策の概要

洪水・高潮・地震・津波等の自然現象による災害を受けた地域、及び公共交通における重大な事故が発生した箇所等において緊急に実施すべき事業のうち、年度途中に追加財政措置が必要となったものについて、各府省からの要望に基づき配分。

具体的な配分事業は以下のとおり。

○災害対策の部

- ・家屋浸水等を被った地域における治水施設の整備
 - ・土砂災害の被災地における対策事業
 - ・津波・異常高潮による被災地における対策事業
 - ・災害時の避難路等の改良
 - ・災害時の情報提供施設の整備
- 等

○公共交通安全対策の部（拡充分）

- ・道路交通安全対策（交差点改良、歩道設置、立体横断施設整備等）
 - ・踏切対策（踏切道拡幅、横断歩道橋設置、立体化事業等）
 - ・鉄道駅火災対策（避難通路、排煙設備の設置）
 - ・航路標識整備（改良、高度化等）
 - ・空港保安施設、航空保安システム整備（改良、高度化等）
- 等

災害対策緊急事業推進費の拡充

～公共交通の安全確保に資する事業を配分対象に追加～

＜趣旨＞

公共交通を支える社会基盤に関し、社会的に影響のある重大事故が発生した箇所等における安全性の向上に資する事業の迅速な立ち上げ及び推進について、災害対策緊急事業推進費の拡充により、年度途中の機動的な予算措置を可能とするもの。

＜制度概要＞

- ◆経費の名称を「災害対策等緊急事業推進費」とする。
- ◆「災害対策の部」と「公共交通安全対策の部」の2本立てとする。(予算のミシン目なし)
- ◆「公共交通安全対策の部」については、重大な事故の発生を受けて国、地方公共団体等が作成する総合的な対策に位置づけられたもので、一定の事業計画に基づく事業に配分する。

＜配分対象事業＞

平成18年度内示額：250億円（対前年度1.25倍）

災害対策の部(平成17年度創設分)

- ・家屋浸水等を被つた地域における治水施設の整備
- ・土砂災害の被災地における対策事業
- ・津波・異常高潮による被災地における被災地の改良
- ・災害時の避難路等の改良
- ・災害時の情報提供施設の整備

公共交通安全対策の部(拡充部分)

- ・道路交通安全対策(交差点改良、歩道設置等)
- ・踏切対策(踏切道拡幅、横断歩道橋設置、立体化事業等)
- ・鉄道駅火災対策(避難通路、排煙設備の設置)
- ・航路標識整備(改良、高度化等)
- ・空港保安施設、航空保安システム整備(改良、高度化等)等



5. 都市再生プロジェクト及景観形成施設整備推進費

調整課 渡辺（内線29-703）

内 示 額 都市再生プロジェクト及景観形成施設整備推進費

388 百万円
(前年度 400 百万円)

1. 施策の目的

環境、防災、国際化等の観点から都市再生を図るための施策の円滑な推進及び豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進を図るため、これらに資する施設整備について、年度途中に必要に応じた機動的な予算措置を行うための経費である。

2. 施策の概要

都市再生に関連するプロジェクト及び良好な景観形成に資する施設整備のうち、年度途中に追加財政措置が必要となったものについて、各府省からの要求に基づき配分。

6. 国土形成計画等の策定

総合計画課 村上（内線29-357）

大都市圏計画課 岩下（内線29-412）

地方計画課 白石（内線29-503）

内 示 額 718 百万円（前年度 742 百万円）

うち、広域地方計画策定・推進経費 100 百万円（新規）

1. 施策の目的

我が国が人口減少時代を迎えつつある今日、国民の不安感や不透明感がある中で、地域社会の維持が困難となる地域の拡大、森林・農地の荒廃の急速な拡大など、喫緊に対処すべき国土政策上の新たな課題が顕在化している。一方、21世紀中も我が国経済社会の活力を適切に維持していくためには、成長著しい東アジア諸国との連携協力等によって発展する我が国の姿を示すことが喫緊の課題である。

このため、全国総合開発計画の根拠法である国土総合開発法を抜本的に見直し、地方分権や国内外の連携に的確に対応しつつ、国土の質的向上を図り、国民生活の安全・安心・安定の実現を目指す成熟社会にふさわしい国土のビジョンを提示していくこととし、新たに国土形成計画（全国計画・広域地方計画）を策定することとされたところである。

国土形成計画全国計画については、平成19年中頃までを目途に策定できるよう、計画内容の検討を進める。その際、国土形成計画全国計画は国土利用計画全国計画と一体のものとして作成する。

国土形成計画広域地方計画については、平成18年度前半を目途に広域地方計画区域を決定できるよう、検討を進める。また、計画は、全国計画策定後、1年後を目途に策定することができるよう、検討を進める。

2. 施策の概要

- ① 東アジア地域との連携、都市の国際競争力
- ② 持続可能な地域・国土管理のあり方
- ③ 広域ブロックの各々の特性に応じた発展のあり方

などの我が国の国土を巡る諸課題に対応するための検討を行うとともに、個々の課題解決に向けた取り組みの先にある国土の全体像の提示に向け、新たな国土計画の具体化に向けた取り組みを行う。

国土形成計画等の策定

国土総合開発法の版本改正→「国土形成計画法」

- ◇開発中心からの転換
開発基調・量的拡大
→成熟社会型の計画
例)国土の質的向上(環境、景観)、ストック活用

- ◇国と地方の協働によるビジョンづくり
全国計画と広域地方計画
計画への多様な主体の参画

平成19年から始まる
人口減少社会

東アジア諸国の
急速な経済成長

平成18年度の主眼

- 東アジア連携都市群の形成
- 都市の国際競争力の評価
- 国土の質的向上
- 地域振興のあり方 等

多様な主体からの意見取り

有識者ヒアリング

国民生活の安全・安心・安定の実現を目指す
成熟社会にふさわしい国土のビジョンの提示

広域地方計画策定・推進経費の概要

地域計画

（広域地方計画協議会の協議を経て、
関係行政機関の長に協議した上で、
国土交通大臣が決定）

広域地方計画協議会 (地方支分部局・県等)

経済社会情勢の変化

- ・人口減少、高齢化
- ・厳しい財政状況
- ・東アジアの台頭など

各地方を長期展望し直面する課題について抜粋的観点から分析・検討

連携・協力

- ・本省と地方支分部局との連絡調整、先進的取組み等の収集、支援など
- ・地方ブロックのモニタリング

現行

・各地方開発促進法で規定
(東北、北陸、中国、四国、九州)

北海道及び沖縄を除く全国
首都圏、近畿圏、中部圏その他
二以上の都府県の区域

法施行後

分析検討事項

- ・人口・世帯動向の詳細分析
(市町村レベル)
- ・人口減少に伴う土地利用変化の分析
(耕作放棄地や消滅集落の拡大とそれによる土地利用変化の影響など)
- ・グローバル化の進展に伴う地域産業や雇用への影響の分析
- ・地方の特性に応じた課題分析
- * 東北地方：自然や歴史・文化を活用したビジタービジネスの振興と二地域居住の推進方策
- * 首都圏：経済社会や国際的な情勢変化に対応し、我が国の発展を牽引する成長力が実現できる地域整備方策
- * 九州地方：東アジアとの交流拡大に対応した国土形成のあり方

7. 国土政策の国際連携の推進

参事官付 金沢（内線29-822）

総合計画課 村上（内線29-357）

内 示 額 103 百万円（前年度 79 百万円）

うち、諸外国の国土政策分析等調査 30 百万円（新規）

1. 施策の目的

世界各国では、各々の国の経済・社会情勢に応じ、その国が抱えている諸課題に対処するため、国土政策上の様々な取組がなされている。また、一方では、グローバル化の進展により、一国のみでは解決出来ない諸課題も存しており、各国が国土政策上連携してその解決を図る必要性が生じてきている。こうした状況を解決するために、我が国としても国土・地域政策分野で諸外国や国際機関との一層の連携を図るとともに、開発途上国への一層の支援等を行うなどの国際協力を推進するための経費である。

2. 施策の概要

① 国土政策に関する諸外国との連携構築

東アジア諸国間での共通の国土政策上の諸課題を連携して解決するためのパートナーシップの構築の検討を行う。また、諸外国における国土計画に関する取組及び諸課題等についての情報収集、情報と経験の共有を図るためにネットワークづくり等を行い、国際ライブラリーを構築し、諸外国との国土政策上の連携及び協力を推進する。

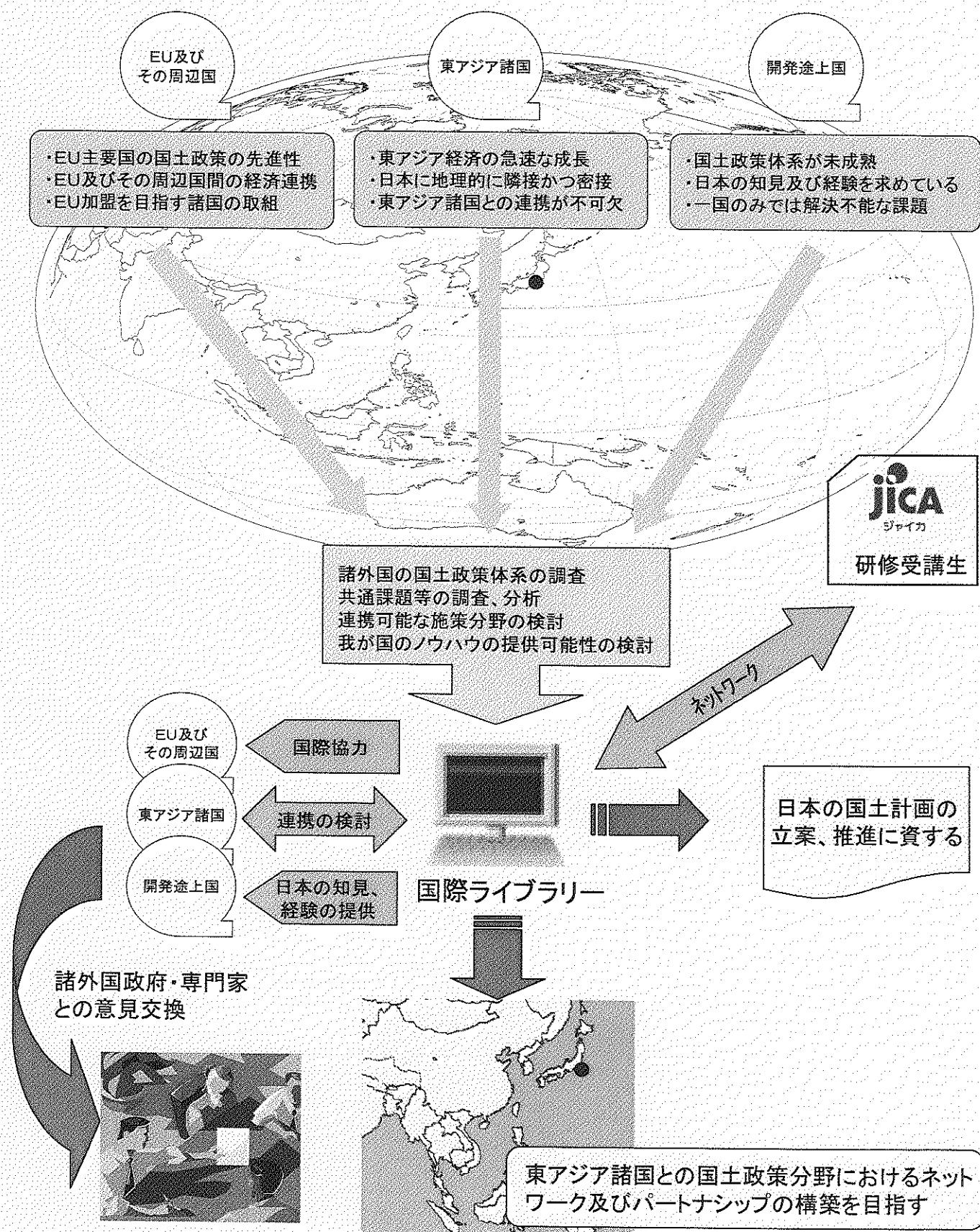
② 開発途上国に対する国土政策人材育成

開発途上国の国土行政担当官及び専門家を招聘し、意見交換や経験交流を行う国際セミナーを開催し、国土計画分野に関し、我が国と開発途上国の経験と情報の共有を促進する。

③ 国際機関との連携の推進

OECD/TDPC（経済協力開発機構／地域開発政策委員会）への参加等により、同委員会との一層の連携を図るとともに、同委員会を通じて参加各国の国土計画関係者との経験と情報の共有を促進する。また、国連人間居住会議で採択された「世界行動計画」に基づき、国連人間居住計画（国連ハビタット）と協力して、居住政策に関するパートナーシップの構築を図る。

国土政策の国際連携の推進 (諸外国の国土政策分析等調査)



3. 平成18年度国土計画局関係予算の内示概要

○ 公共投資関係費

1. 社会資本整備事業調整費

内示額： 7,000 百万円 （対前年度比 0.58 倍）

長期計画に基づく計画的な社会資本整備の推進を図るとともに、所管の異なる公共事業間の調整、事業の前段となる調査の調整を行う。

2. 都市再生プロジェクト事業推進費

内示額： 10,000 百万円 （対前年度比 1.00 倍）

都市再生本部において決定された都市再生に関連したプロジェクトの推進に資する事業及び調査のより一層円滑な推進を図る。

3. 景観形成事業推進費

内示額： 20,000 百万円 （対前年度比 1.00 倍）

豊かで質の高い国民生活の実現に向けて、良好な景観の形成とこれによる観光立国の推進に資する事業及び調査のより一層円滑な推進を図る。

4. 災害対策等緊急事業推進費

内示額： 25,000 百万円 （対前年度比 1.25 倍）（拡充）

災害対策緊急事業推進費を拡充し、洪水、地震等の自然災害に係る再度災害防止に資する事業等に加えて、踏切における横断歩道橋の設置等の公共交通における安全確保に資する事業を配分対象とすることにより、年度途中における機動的な対応の充実を図る。

5. 都市再生プロジェクト及景観形成施設整備推進費

内示額： 388 百万円 （対前年度比 0.97 倍）

都市再生に関連したプロジェクトの推進及び良好な景観形成に資する施設整備のより一層円滑な推進を図る。

○ 行政経費

1. 国土形成計画等の策定

内示額： 718 百万円 （対前年度比 0.97 倍）

国土形成計画法の成立に伴い、新たな国土形成計画の策定等に向けた検討を本格化する。同法の基本理念に掲げられた国内外の連携等に的確に対応するとともに、人口減少社会の到来をはじめとした我が国の経済社会情勢を踏まえつつ、国土の質的向上を図り、国民生活の安全・安心・安定の実現を目指す成熟社会にふさわしい国土のビジョンを提示する。

2. 国土政策の国際連携の推進

内示額： 103 百万円 （対前年度比 1.29 倍）

東アジア諸国間での共通の国土政策上の諸課題を連携して解決するためのパートナー

シップの構築の検討を行う。また、諸外国の国土計画に関する情報収集を行い、国際ライブラリーを構築し、国土政策上の連携及び協力を推進するとともに、開発途上国との情報と経験の共有、国際機関との連携等を推進する。

3. 国土情報の着実な整備等

内示額： 856 百万円 （対前年度比 0.96 倍）

新たな国土計画の検討、策定に資するよう国土情報（国土数値情報等）の整備を推進するとともに、国民誰もが一層利用しやすい形での国土情報の利用環境を構築し、提供する。

4. 地域の発案及び国と地域の連携による国土づくり

内示額： 1,077 百万円 （対前年度比 0.90 倍）

個性豊かで自立した魅力ある地域の形成を目指し、多様な主体の参加と連携による国土づくり・地域づくりを推進するための諸施策を、地域からの発案や国と地方の連携を重視しつつ行う。

5. 全国都市再生の推進

内示額： 1,024 百万円 （対前年度比 1.00 倍）

全国の都市の参考となる先導的な都市再生活動に関する調査を実施するとともに、平成17年度に実施する「全国都市再生モデル調査」のフォローアップを行う。

6. 国会等の移転に向けた検討の推進等

内示額： 311 百万円 （対前年度比 0.92 倍）

国会等の移転（首都機能の移転）について、必要な調査検討業務を行うこと等により、国会における検討が円滑に進められるよう積極的に協力するとともに、国民各層に幅広く議論を喚起する施策を行う。

7. 総合的な交通体系整備の推進

内示額： 111 百万円 （対前年度比 1.17 倍）（政策統括官（国土・国会等移転担当）予算）

我が国の国土の現状と課題を踏まえ、新たな国土形成計画の推進に資する総合交通体系に関する調査等、長期的な視点から個性ある地域づくりを支える交通体系整備に関する調査を実施する。また、省庁再編後初となる全国幹線旅客純流動調査を推進するなど総合的な交通体系の実現に向けた取り組みを進める。

8. 自律移動支援プロジェクトの推進

内示額： 69 百万円 （対前年度比 1.04 倍）（政策統括官（国土・国会等移転担当）予算）

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、我が国の先進的なユビキタスネットワーク技術を活用し、移動等に関する情報を「いつでも、どこでも、だれでも」が利用し、高齢者・障害者・訪日外国人観光客等すべての人が安心して快適に移動できる環境を構築するため、「自律移動支援プロジェクト」について、地方自治体等と連携を図りつつ、各地への展開に向けた取組みを推進するとともに、各省等との総合的な取組みにより場所情報システムの多角的な活用を図る。